

平成23年度 第3回 平塚市介護保険運営協議会 議事録

平成23年12月19日(月) 13:30~15:00

南附属庁舎(2階) E会議室

出席者(出席委員)

上野会長 越光副会長 小宮委員 足立委員 益井委員 久保委員
大谷委員 小幡委員 内田委員 柳川委員 増井委員 石内委員
飯田委員 船水委員

(14名出席)

(事務局)

(介護保険課) 二宮介護保険課長 石川課長代理 山口主管 諸伏主管
高橋主査 大関主任

I 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により
会議は成立。

また、傍聴者 1名あり。

II 議事

報告1 「平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画〔第5期〕)平成24年度
から平成26年度(素案)」について

資料1に基づいて説明。

《質問・意見》

高齢福祉課と介護保険課の両方の分野に渡っているが、今日は介護の分野だけ
の意見になるか。

〈事務局〉

いただいた御意見について、介護保険課だけでは対応できないものは、高齢福
祉課に伝え協議をしていきたい。

《質問・意見》

保険料についてはまだ通達等が出ておらず決まらないということか。

〈事務局〉

介護報酬改定についての詳細が年明けになるため、それを待つということになる。サービスの見込み額が決まらなると保険料も決まってくれないため。

《質問・意見》

地域包括ケアシステムについて、入院から在宅に戻る方のケアは地域のネットワークを含めた整備が必要になってくる。医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会も含め、連携をとりながらできるだけ早くシステムづくりが必要だと思う。

《質問・意見》

災害時要援護者の項目が書かれているが、津波対策や介護施設入所者の避難について、市の推進、考えはいかがなものか。

〈事務局〉

防災危機管理課が所管になる。福祉部としてよく連携をとっていきたい。

《質問・意見》

ケアプランの点検、今まで行っていたのか。

〈事務局〉

行っていた。

《質問・意見》

具体的に誰がどのように行っているのか。

〈事務局〉

職員が事業者を計画的に順番で行っており、場合によっては保健師も点検している。

《質問・意見》

不適切な事例というのはあるのか。

〈事務局〉

記載が不十分なものはあるが、今のところ全く不適切というものはない。

《質問・意見》

地域包括ケアシステムの中で高齢者よろず相談センターの役割が重視されると思うが、数を増やすことは考えているのか。

<事務局>

高齢福祉課との連携になるが、職員の配置を含めて機能強化を検討していく。また、地域密着型サービスと圏域が重なるので、慎重に考えていかなければならない。圏域自体を増やすのか、同じ圏域で機能強化するのかなど高齢福祉課を中心に検討していく。

《質問・意見》

医療機関が併設された特定施設入居者生活介護と介護予防・日常生活支援総合事業とはどういう事業か。

<事務局>

医療機関が併設された特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホームであり、医療機関を併設した有料老人ホームをイメージしている。

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防の範疇でありイメージとしては要支援の方が受けるサービスに、見守りや配食などを組み合わせたものであり、市町村が事業展開するもの。高齢福祉課の所管で地域支援事業になる。

《質問・意見》

高齢者よろず相談センターの機能について評価を行い、と記載があるが、機能強化、PR、利用促進を願う。認知度が低いようだ。

<事務局>

高齢者よろず相談センターの業務は、代行申請や予防のケアプランの作成、相談業務等であるが、相談業務は順調に伸びている。なお、PR不足については高齢福祉課に伝える。

《質問・意見》

高齢者よろず相談センターを知らない人が多い。仕組みをもう少しわかるようにならないか。地域に浸透するように知らしめてほしい。

《質問・意見》

地域に浸透ということならば、地域の人に可視化するようなフォーラムといった形式で、従来の文書で配布する方法などとは少し異なった方法がある。

《質問・意見》

老人会にも友愛クラブというものがあるが、民生委員や社会福祉協議会と連携が少なく、あまり知られていない。高齢者よろず相談センターも知らない人が多いと思う。また、地域によっては遠くて利用しづらいのではないか。

《質問・意見》

高齢者よろず相談センターについてだけでなく、制度なども利用される方がわかりやすいのが一番であり、簡素化できるところは簡素化していったほうがよいと思う。

〈事務局〉

高齢福祉課も周知不足は認識しており、周知方法などよく協議していきたい。

《質問・意見》

介護度について、認定調査の点検は行っているのか。家族の意見だけで決めている場合もあるように思える。

〈事務局〉

認定調査の際は御家族の立会を求めている。御本人の状態の確認と御家族の意見を聞き、調査書に反映させている。また、e-ラーニングという国の統一的な学習支援システムを使い、調査員が公正な調査をできるようにしている。

また、保健師が調査内容と主治医の意見書の内容との突き合わせを行い、漏れはないか、相反する記載はないかを確認の上、審査会に提出している。

《質問・意見》

PRの仕方だが、市から地域に出向いて説明することはないか。

《質問・意見》

情報宅配便が使えるのではないか。職員が出向いて説明してくれる。行政側からのアクションだけでなく、市民側からのアクションも大事だと思う。

〈事務局〉

情報宅配便については、自治会単位などで申込みをしていただければ、職員が地域に出向いて説明をする制度で、活用していただければと思う。

《質問・意見》

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスと複合型サービスは、従来の夜間対応型サービス等との関連はどうなるのか。

〈事務局〉

メニューとしては、従来からあるサービスもそのまま残る。24時間対応型のサービスは、1日複数回の定期訪問と随時の訪問を医療と連携しながら提供するサービスであり、複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有するものが想定される。

<事務局>

次回の運営協議会の開催は、2月上旬を予定している。

Ⅲ 閉会